

## 社会福祉法人希望園 役員等報酬規程

### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人希望園（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条、社会福祉法人希望園評議員選任・解任委員会運営細則第五条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第二条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与手の併給)

第三条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第四条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (端数の処理)

第五条 この計算により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

### (公表)

第六条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第七条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第八条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

平成25年4月1日施行の社会福祉法人希望園役員報酬規程は廃止し、この規程は、平成29年4月27日より施行する。

別表1

(非常勤役員等の報酬)

評 議 員	評議員会への出席	5,000円
理 事	理事会等への出席	7,000円
	日常的な法人業務	4,000円
監 事	役員会への出席、監事監査への出席	7,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会への出席	5,000円